

品川区予防接種健康被害調査委員会設置要綱

制 定	昭和 5 5 年 1 1 月	1 日	区長決定	要綱第 2 2 2 号
	昭和 5 6 年	4 月	1 日	施 行
一部改正	平成 1 3 年	4 月	1 日	部長決定 要綱第 6 6 号
一部改正	平成 1 6 年	4 月	1 日	部長決定 要綱第 1 4 5 号
一部改正	平成 1 9 年	3 月 2 9 日	区長決定	要綱第 5 0 号
一部改正	平成 2 1 年	3 月 1 0 日	区長決定	要綱第 6 4 号

(設置)

第 1 条 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、品川区予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、区長の要請に応じ、予防接種による健康被害またはその疑いの発生に際し、当該事例について医学的見地から調査を行うものとし、次に掲げる事項について調査報告するものとする。

- (1) 健康被害発生事例の疾病の状況および診療内容に関する資料収集に関すること。
- (2) 前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 3 人以内で組織する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱または任命する。

(1) 品川区医師会および荏原医師会会員 6人以内

(2) 専門医師 2人以内

(3) 区に勤務する職員 5人以内

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、第2条の規定に基づく当該健康被害の事項に関する調査報告が終了するまでとする。

(委員会の招集・運営)

第7条 委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときには、議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴きまたはその者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、品川区保健所保健予防課において処理する。

附則

この要綱は、昭和56年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。